

浄化槽に関わる3業者の責務

1 【 保守点検 】

浄化槽法第8条 浄化槽の保守点検は、浄化槽保守点検の技術上の基準に従って行わなければならない。

〈目的〉 浄化槽の機能維持及び水質向上のための作業を行う。

〈要点〉 1回目 : 清掃からの申し送り事項の確認

清掃後の浄化槽の立ち上がり状態を確認し、次年の清掃への申し送り事項の調整内容等を確認する。

2回目 : 汚泥の蓄積増に伴う、ろ材内部、接触材、担体ろ過内部の閉塞を防ぐため、ガス抜きや逆洗の必要性を判断する。

3回目 : 清掃までの2ヶ月間に、水質低下が発生しないよう、二次処理のスカム及び堆積汚泥の移送など必要な措置を講ずる。

また、1年間の経過を踏まえ、清掃後、早期に処理機能を立ち上げるための設定・調整、作業内容を清掃に申し送る。

※保守点検業者はいずれも経時的データを基に水質保持或いは水質向上のための調整作業を行う。また、作業の結果、処理機能の判定を行うとともに法定検査機関に調整内容等を申し送りする。

2 【 清掃 】

清掃が行う点検は、保守点検業者が行う点検ではなく清掃業者が清掃に先立って行う点検をいうものであるが、これらの記録の作成は、し尿浄化槽を一時的、単発的に見て清掃行為を行うのではなく、経時的に管理する必要から義務付けられているものである。
廃掃法の解説（昭和59年6月1日 第5版より）

〈目的〉 放流水質悪化の予防、低下した浄化槽の処理機能回復及び早期立ち上がりに必要な調整を行う。

〈要点〉 清掃前 : 保守点検からの申し送り事項の確認

過去の水質等の経過の確認を行い、実際の透視度及び水素イオン濃度等、汚泥の蓄積状況を測定し、清掃作業の内容を決定する。

清掃作業 : 作業前点検にて決定した内容にて作業を実施する。

槽内の破損状況等を確認

早期立ち上がりに必要なバルブ等の調整、タイマー等の変更を行う。

清掃後 : 作業の結果、処理機能の判定

作業結果及び行った調整や設定の変更について保守点検に申し送る。

3【 法定検査 】

浄化槽法7条（使用開始後初回の検査）では、設置の状況を中心に検査し、同法11条（毎年1回の定期検査）では、保守点検及び清掃の状況を中心に検査する。

〈目的〉7条検査： 工事の記録（基礎工事等の写真）も含め検査することで、早期にその欠陥を是正する

11条検査： 良好な水質保持のため、適切な対処方法を保守点検・清掃に具体的に指示し、機能維持及び回復を図る。

〈要点〉7条検査： 浄化槽工事が工事の技術上の基準及び施工要領書に基づき実施され、正常に機能しているか確認する。

11条検査： 保守点検・清掃が技術上の基準に基づき実施され、正常に機能しているか確認する。